

ビタミンM NO.40

～ 1枚5分で1ヶ月の経営に効く ～ (平成27年9月号)

<今月のトピックス>

- ・9月分から厚生年金保険料が変わります
- ・マイナンバー制度導入に伴う雇用保険の届出について
- ・高年齢雇用継続基本給付金について

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”
“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています



9月分から厚生年金保険料が変わります。

厚生年金保険料率は平成16年の法律改正により、平成29年9月まで、毎年9月に「0.354%」ずつ引上げられることになっています。

平成27年9月分から平成28年8月分までの厚生年金保険料率は次のとおりです。

	現行 (平成26年8月分まで)	変更後 (平成27年9月分から)
厚生年金保険料率 (一般の被保険者)	17.474%	17.828%



マイナンバー制度導入に伴う雇用保険の届出について

平成28年1月からのマイナンバー制度導入に伴い、雇用保険の届出にはマイナンバーの記載が必要となります。個人番号を記載した雇用保険手続の届出を郵送などにより行う場合には、個人情報の漏えいのリスクが発生することから、個人番号の安全管理のためにも、政府では電子申請による届出を推奨しています。

また、郵送の場合は書留郵便による届出が原則となります。



高年齢雇用継続基本給付金について

60歳以後も継続勤務している職員に対して、雇用保険から給付金が支給されると聞きました。内容について、教えてくださいませんか？  ①	60歳到達等時点と比べて、賃金が減額した状態で勤務を続ける職員に対して、60歳から65歳までの間、支給される「高年齢雇用継続基本給付金」というものがあります。  ②	給付金を受けるためには、どのような要件が必要になりますか？  ③
この給付金を受けるためには、次の要件を満たす必要があります。 1. 60歳以上65歳未満で、かつ、雇用保険の一般被保険者であること 2. 雇用保険の被保険者期間が5年以上あること 3. 60歳以後の賃金が、原則として60歳時点の賃金の75%未満であること  ④	なるほど。60歳以後も雇用保険に加入する必要があるのですね。支給される金額はどれくらいですか？  ⑤	60歳時点の賃金が30万円、60歳以後の賃金が18万円(低下率60%)の場合、給付金額は2.7万円(60歳以後の賃金の15%)になります。支給率は15%が最大であり、60歳以後の賃金の低下率に応じて、支給率が決定します。  ⑥

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。

また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

お知らせ 「ビタミンM」メール配信サービスを始めました！「kcr@nkgr.co.jp」に<事業所名・お名前・メール配信希望>をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



近畿社会保険労務士事務所(日本経営グループ)
〒561-8510
大阪府豊中市寺内2-13-3日本経営ビル
発行責任者: 社会保険労務士 岩田健
執筆担当者: 社会保険労務士 児島和成

TEL: 06-6868-1193
FAX: 06-6862-4662
Mail: kcr@nkgr.co.jp

作成日: H27.8.19
NK-GROUP

イラスト協力: WANPUG